



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐々木 卓
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局総務部長 遊佐 勝美
(TEL. 03-3746-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件について、2022年6月29日開催予定の第95期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の制度（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 320 531 353"><新設></p> <p data-bbox="427 891 531 925"><新設></p> <p data-bbox="204 1328 600 1361"><u>第 8 条～第 13 条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="204 1424 754 1503"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="204 1518 754 1933"><u>第 14 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告書及び監査報告書に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p data-bbox="794 275 1193 309"><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p data-bbox="783 320 1382 454"><u>第 8 条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol data-bbox="815 465 1382 790" style="list-style-type: none"><li data-bbox="815 465 1382 499">1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u><li data-bbox="815 510 1382 589">2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u><li data-bbox="815 600 1382 734">3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u><li data-bbox="815 745 1382 779">4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p data-bbox="794 846 1114 880"><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p data-bbox="783 891 1382 1126"><u>第 9 条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当社に対して売り渡すことを請求することができる。</p> <p data-bbox="863 1137 1382 1261"><u>ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p data-bbox="783 1328 1254 1361"><u>第 10 条～第 15 条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="1026 1518 1137 1552"><削除></p>

<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 15 条～第 42 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものと する。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部又 は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 17 条～第 44 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（附 則）</p> <p>1 本定款の変更は、2022 年 9 月 1 日から効 力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前定款第 14 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を 経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か 月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会 2022 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日

以上